

# 「久留米市障害者差別をなくす会」 会則

## 第1条 会の目的

久留米市において障害者への差別をなくし、障害者の権利を守るとともに、障害のある人もない人も共に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する地域をつくるための活動を行う。

## 第2条 会の名称

会の名称を「久留米市障害者差別をなくす会」とする。

## 第3条 会の構成

会は、会の目的・会則に賛同し、会費をおさめた団体及び個人で構成する。

## 第4条 会の組織

会の運営のため、以下の役員を置く。

代表・副代表・事務局長・事務局次長・事務局員・会計・会計監査・役員

## 第5条 役員の任期

役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

役員の選任については、役員会の過半数をもって決定とする。

## 第6条 役員会

会の意思決定機関として役員会を置き、会活動の運営・執行を行い、事業方針・活動・会計・会計監査等の報告会を行う。会の活動内容について議決を行う場合は、議長を選出し出席者の過半数をもって議決する。役員会の定数は、25名以内とする。

## 第7条 役員

役員は、原則として団体会員の中から1名選出し、会の運営・執行を分担する。

## 第8条 代表及び副代表

役員会に代表を置き、代表は会を代表する。副代表を複数名置き、代表を補佐する。

## 第9条 事務局

役員会に事務局を置き、会運営の事務・調整を行う。事務局の中から、事務局長1名事務局次長2名を選出する。

## 第10条 会計

会に会計を置く。

会費は、各団体及び個人とも年間1口100円以上とする。

会の運営は、会費及び協力金等を財源とする。

会費及び協力金は返金しない。

会の運営活動費は、決算期日を3月末とし、会計監査の監査を受け、役員会・報告会に報告する。

## 第11条 会則の改正

この会則は、役員会において過半数の同意をもって改正することができる。

## 第12条 その他

この会則の他、必要な事項が生じた時は、役員会で協議する。

**附 則**

この会則は、平成30年5月1日より施行する。

この会則は、平成30年6月5日より施行する。

この会則は、令和6年4月1日より施行する。(会の名称、目的などの一部改正)